

国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所
☎0282(22)4131

公的年金等の扶養親族等申告書の提出

老齢年金は、老齢または退職を支給事由とする年金のことで、所得税法により、雑所得として所得税と復興特別所得税がかかります。

所得税の課税対象となる方は、各種控除を受けるために、令和3年度分の扶養親族等申告書を日本年金機構宛てに提出する必要があります。

なお、障がい年金、遺族年金には税金はかかりません。

公的年金等の扶養親族等申告書の送付

日本年金機構は、毎年所得税の課税対象となる方に、扶養親族等申告書をお送りしています。令和3年度分は9月下旬に送付しました。

送付対象者は、所得税の課税対象者で、65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上の老齢年金を受け取られた方（退職共済年金（JR、JT、NTT、農林共済）の受給者で、老齢基礎年金が支給されている方は、80万円以上の退職共済年金を受け取られた方）です。

扶養親族等申告書を棄損または紛失された方は、日本年金機構のホームページから印刷することができます。

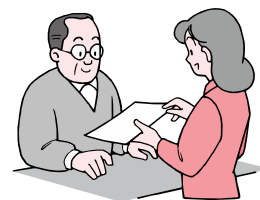
■提出期限 10月30日(金)

※期限が過ぎてしまった場合でも、すみやかに提出をお願いします。

■提出方法

申告書に同封されている返信用封筒で送付。

※市役所ではお預かりできませんのでご注意ください。



扶養親族等申告書の記入方法

令和3年度分扶養親族等申告書をもとに控除対象配偶者や控除対象扶養親族の氏名等を確認しますので、楷書体のわかりやすい文字でのご記入をお願いします。

前年に申告書を提出された方で、今回の申告内容に変更がない方も、提出が必要です。変更がない場合は、申告書の左上にある、「前年から変更なしで申告します」に丸をつけ、署名、捺印のうえ提出してください。その他の項目は記入不要です。

お問い合わせダイヤル

扶養親族等申告書についてご不明な点は、お問い合わせダイヤルにご相談ください。

☎0570(081)240

※050で始まる電話からは、

☎03(6837)9932 におかけください。

- ・月曜日 午前8時30分～午後7時
- ・火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(月曜日が祝日の場合、翌日は午後7時まで)
- ・第2土曜日 午前9時30分～午後4時

扶養親族等申告書に関するQ&A

Q 扶養親族等申告書とはなんですか？

A 老齢年金に課税する所得税及び復興特別所得税の計算を行うために必要なものです。

Q 夫婦で年金を受けています。この度夫婦それぞれに扶養親族等申告書を送付されてきましたが、この時長男をそれぞれの扶養控除の対象とすることはできますか。

A 同一の子を扶養控除の対象とできるのは、夫か妻のどちらか一方だけです。

Q 扶養親族等申告書の控除対象配偶者、控除対象扶養親族の欄には、いつ時点のものを記載するのですか？

A 扶養親族等申告書に記載すべき控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障がい者等に該当するかどうかは、申告書を提出する日の時点の情報により記載してください。

なお、所得金額は、申告書を提出する日の時点で見積った令和2年中の合計所得額を記載してください。年齢は、令和2年12月31日時点のものを記載してください。

Q 申告書を提出しなかった場合にはどうなるのですか。

A 申告書をご提出いただけない場合は、障がい者控除や配偶者控除を受けることができません。そのため申告書を提出された場合に比べ、該当する控除分、多くの所得税が源泉徴収される場合があります。

